

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社大達土木
業者の住所：東京都江戸川区西篠崎2-24-11
- 2 指名停止措置期間：令和7年11月4日から令和8年1月3日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
静岡県 山梨県 長野県 新潟県

4 事実概要

同社は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握していたにもかかわらず、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反し、これらの下請業者に対する指導等を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、同法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図に事実と異なる施工体制台帳等を作成して発注者に提出するなどした。これらのことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業許可行政庁である東京都知事から監督処分（25日間の営業停止処分）を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～10 略	
（建設業法違反行為）	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	